

老人医療受給者の皆様へ（およびそのご家族の方へ）

「こんなときは、役場に届出が必要ですよ」

*各種届出は、最寄の総合支所および出張所で手続きできます。

こんなとき	手続きに必要なもの	いつまでに
他の市町村から転入してきたとき	印鑑・保険証・負担区分証明書（前住所地で申請し、交付を受けた場合）	14日以内に
死亡したとき	印鑑・死亡した方の医療受給者証	14日以内に
他の市町村へ転出するとき	印鑑・医療受給者証	転出するときに
町内で住所や氏名が変わったとき	印鑑・医療受給者証・保険証	14日以内に
加入している医療保険が変わったとき （被保険者の記号番号が変わったとき）	印鑑・医療受給者証・新しい保険証	すみやかに
生活保護を受けるようになったとき	印鑑・医療受給者証・保護決定通知書	すみやかに
生活保護を受けなくなったとき	印鑑・保護廃止決定通知書	すみやかに
65歳以上75歳未満の方で一定の障害の状態になったとき	身体障害者手帳、国民年金証書、医師の診断書のいずれかの書類・印鑑・保険証	傷害程度の認定を受けた後すみやかに
交通事故など第三者から傷害を受け、老人医療を使って治療するとき	印鑑・医療受給者証・保険証・交通事故の場合事故証明書	すみやかに
医療受給者証を紛失したとき	印鑑	すみやかに

受診の際は忘れずに医療受給者証を持参しましょう

医療受給者証には、医療機関等で支払う患者さんの負担割合（1割または2割）が明記されています。病院等に行かれるときは、健康保険証・医療受給者証を忘れず持参しましょう。

もし持参しないと・・・

医療機関で正しい負担割合での支払ができません。（受給者証を提示しないと

医療機関は、割合を確認できないため違った負担割合で患者さんに支払をお願いするようになり、後から様々な手続きを必要とする場合があります。）

医療受給者証等の医療機関での提示にご協力をお願いします。

■問い合わせ／

医療保険課

☎ 77-5502

福祉車両が

新しくなりました

3月9日、日本財団の補助を受けてデイサービスセンターいこい苑に福祉車両が配備されました。利用者の送迎に使われるもので、車椅子2台をリフトで乗せることができます。

